

“自分で遺言を書いてみたい”

質問：こんにちは、いつも楽しくみのり通信を拝見しております。今日は質問があってお手紙を書きました。最近週刊誌を読んでいると自分で書いた遺言が法務局で保管してくれて便利になるという記事を読みました。これまで遺言について関心がありましたが機会がなく未だ書いておりません。でも自分で書けるのなら書いてみようと思っています。そこで質問ですが自分で遺言を書いてみる時の注意点などあれば教えてください。

回答：お手紙ありがとうございます。今年の7月から法務局で自筆遺言を預かってくれるサービスが開始いたしました。このサービスを使えば、相続の時に自分が書いたものであると簡単に証明できたり死亡時に関係者に通知されたり大変便利です。ただ注意してもらいたいのは、そこに書いた法的効果が確実に実現するかどうかわからないことです。ご家族がいれば最低限の持分があったりその分け方に不満を持つ親族がいればトラブルになってしまったりすることもあります。また形式面で注意することは、パソコン等での作成はできないことや、日付を略称でなくしっかり年月日を記すことなどです。あと連名で記すことができない点も忘れないようにいたしましょう。この回答が何か参考になれば幸いです。

“ぬいぐるみ紹介 ライオン”



みのりサポートの大阪本店では事務所にぬいぐるみがゴロゴロおります。高齢者サポートは時に内容が堅く、重苦しくなってしまいますので、数々のかわいい「ぬいぐるみたち」が来客者さまを癒します。

今日はそんな「ぬいぐるみたち」の中のリーダーであるライオンちゃんをご紹介します。リーダーなのにこの可愛い瞳。皆さんが隣に座るとつい撫でてしまいたくなるような彼です。

ご来訪の折はぜひ探してあげてください。